# 丹波篠山市立城南小学校インターネット利用規定

【目的】
　この規定は、本校のコンピュータネットワークを利用した教育活動をより効果的に行うために、インターネットとコンピュータネットワークの活用のあり方を示すとともに、児童と関係者の人権を尊重しながら、安全でより効果的に情報活用能力を育てることを目的とする。

【利用資格】
　本校のコンピュータネットワークを利用できるのは、本校に在籍する児童・教職員、および本校の保護者など本校より利用を認められた者とする。

【禁止事項】
　本校では、以下の行為を禁止する。
　〇法律、条例、および公序良俗に反する行為。
　〇著作権や工業所有権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）などの知的所有権を侵害する行為。

　〇他人を誹謗中傷すること、および他人の財産・人権・プライバシーを侵害するなどの不利益を与える行為。
　〇使用権のないコンピュータへの不正侵入、チェーンメールなど、システムに傷害を与える行為とそれに類する行為。
　〇ネットワーク管理者の指示に従わないなどの行為。
　〇その他、教育上ふさわしくないと思われる一切の行為。

【個人情報の保護】
　ネットワーク上には、みだりに個人情報を発信してはならない。（個人情報とは、個人を特定し得る情報［氏名・住所・電話番号・写真・出席番号など］や、その個人に関する情報［成績・身体的特徴・健康状態・家庭環境など］を指す）。写真や作品などは児童の希望を聞き、保護者の同意を得たうえで、安全に配慮しながら、教育上必要とされる範囲で発信することができる。

【ワールド・ワイド・ウェブ（WWW）の利用についての指導】
　児童が WWW を利用して情報を収集する際には、以下の点について指導する。
　（１）何を調べるのか目的をもって利用する。
　（２）WWW 上にある教育上不適切な情報を閲覧しないような方策をとり、児童がそのような情報にアクセスした場合には、ネットワーク管理者に報告し、関係者で協議する。

【ネットワーク管理】
　〇ネットワーク上でトラブルが発生した場合には、速やかにネットワーク管理者と保護者に連絡する。

【ガイドラインの改正】
　本ガイドラインは、よりよいネットワーク環境を目指して常に教職員全員で検討し、必要ならば随時改訂する。